

木津川市教育委員会会議録

平成24年第2回木津川市教育委員会定例会

○日 時：平成24年2月24日（金）午後2時04分から5時22分まで

○場 所：木津川市役所 3階 会議室3-1

○出席者：杉本清重委員長、有賀やよい委員長職務代理、西井敦子委員、小松信夫委員、森永重治教育長
（事務局）大西教育部長、大谷理事、森本教育次長兼学校教育課長、太田社会教育課長、尾崎文化財保護室長、石井教育総務課担当課長、柳澤教育総務課長

1. 開 会 委員長

2. 会議録署名委員

委員長から署名委員を指名した。

3. 前回会議録の承認

委員長から第1回定例会議の会議録を確認し、承認された。

4. 教育長報告

教育長から事業報告書に基づき報告を行った。

- ・2月9日、第3回山城地方教育長会議において、宇治市の児童虐待事案の対応について、職員の力量に対する厳しい指摘がなされた。
- ・2月16日、当尾小学校跡地利活用検討委員会を開催し、一定の方向性を示して了解を得た。
- ・2月20日、馬場南遺跡発掘調査委員会が開催され、都市計画道路天神山線の整備計画と連携した内容で馬場南遺跡の史跡指定が決まり、開発と文化財保護の調和がとれた形での整理がなされた。

【報告】

- ・委員長から、2月9日相楽地方地教委連の委員長・教育長会議が開催され、会長について、平成24年度は現在の木津川市教育委員長から、精華町教育教育委員長に替わるとの報告があった。

【質疑応答】

委員からの質疑は次のとおりであった。

- ① 青少年育成委員会の組織、行政の管轄、予算等は、どのようになっているか。

事務局からの回答は次のとおりであった。

- ① 育成委員会は、各市町村単位で持っている。相楽地域の市町村が集まって連絡協議会を作り、その上に京都府の育成委員会がある。

行政の管轄は、京都府では、当初教育委員会の管轄だったが民生部局に変わり、現在、相楽連絡協議会事務局は保健所が持っている。

予算は、市町村教育委員会から負担金を納め、その費用で会を運営している。木津川市は、市長名で委員を委嘱し、教育委員会が事務局を持っている。

5. 議事

《議案第9号 木津川市スポーツ推進委員の委嘱について》

委員長から、事務局に説明を求められた。

事務局が、議案書に基づいて説明を行った。

○提案主旨：市のスポーツ振興を目的として、指導体制の充実を図るため、スポーツ推進委員を現行の26名に1名追加して委嘱する。

【質疑応答】

委員からの質疑は次のとおりであった。

- ① 地区割りは考えているか。
- ② 山城に欠員があったのか。
- ③ 公務員の委員委嘱について、身分の面と報酬の支払いに問題はないか。

事務局からの回答は次のとおりであった。

- ① 市全体として活動できる配置にしていきたい。どこに何名という地区割りは、考えていない。
- ② 山城に欠員があつて探していたところ、適任者が見つかったので補充するものである。
- ③ 公務員の委嘱は、身分上も、年間報酬の支払いも問題ない。
・兼業・兼職の範疇と考える。

【採決】

委員長が採決を採られ、全員一致で承認された。

《議案第10号 木津川市教育委員会規則の一部改正について》

委員長、事務局に説明を求められた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

○提案主旨：市の組織改正に伴い、教育委員会規則の要所の改正を行う。

【質疑応答】

委員からの質疑は次のとおりであった。

- ① 合併して組織が大きくなり4課体制をとるということで、当初スタートしたが、文化財保護課が室になり、今回2課になるということ、これは行財政改革に係ることか。また、事業仕分けの結果か。規模の縮小に繋がる心配はないか。
- ② 参事と次長は、どのように位置づけされているか。教育委員会規則では規定がなかったのか。参事の位置づけは、組織によって違うか。
- ③ 新しい組織になって、人数的にはどうなるのか。
- ④ 幼稚園に関する事務が移る、学務係とは、どういうことをする係か。
- ⑤ 室とは、どういう位置づけか。
- ⑥ 組織改革の基本的な考え方は、機能性か、職員配置の効率化か、どのような狙いか。
- ⑦ 教育総務課の13条5項「教育部の文書の収受に関すること」、が「教育委員会の基本的政策の企画立案及び総合調整に関すること」変わった意味は。
- ⑧ 市として、教職員の力量向上や学校教育の力量を高める教育研究所的な組織の設置などの施策はどのように考えるか、見通し等は。
- ⑨ 子どもたちの学力向上を目指す取組みや教職員の研修に関する項目を記載する必要があるのではないか。
- ⑩ 市史編纂の予定はあるか。

事務局からの回答は次のとおりであった。

- ① 今回の組織改革は、行財政改革や事業仕分けによる組織変更という意識はない。事務事業内容として、教育総務課と学校教育課の境を越えたものが多く出てきており、もっと機動性を持たせていくために課をまとめる。

一方、小学校の新設、木津中学校・棚倉小学校の全面改築、恭仁小学校の耐震化など、施設整備に非常に多くの事業があり、これを特化して取り組むため、係から整備室という形で強化する。その結果として2課となる。

課の数と規模の縮小は別論と考える。フラット化を考え、時期による仕事量の増減や内容の変化に、総合的に柔軟に対応する組織にしていく流れである。

民間で言えば営業部門である学校教育や社会教育の必要な部分に主力をで

きるだけ集中して、全力で取り掛かり、その他の内勤にあたる部分では合理化を図っていきたい。行革だからそれに乗るといった思いはない。

- ② 参事は、市長部局で昨年から設置したが、教育委員会規則に規定していなかったため、これにあわせて今回規定する。役職の順列は、部長、次長、課長、課長補佐、係長となり、参事は決裁権を持たない。参事の位置づけは、規則をどう定めるかによる。
- ③ 人員数は今後の折衝による、基本的には減るということではない。
- ④ 学務系の分掌事務を説明した。
- ⑤ 室は、課よりコンパクトで、管理職を置いて係より規模を大きくして取り組む。大規模工事は、建設部に依頼して施工してきたが、整備室をして技術者を置くことで、教育委員会内で完結させる。ただし、一定の事業をやり遂げれば係に戻る。
- ⑥ 今回の市全体の組織改革は、一つは、加茂・山城の支所を縮小して本庁へ集結する。教育委員会の改正は、行革というより効率化で、教育総務課の施設整備係の室への特化と、残る教育総務係を学校教育課へ移すことにより業務を広く共有化して、課として柔軟に動けるというメリットがあると思っている。
- ⑦ 現在、文書の収受に関することは各課が行っており、実態に合わないので削除する。その削除したところへ、新たに「教育委員会の基本的政策の企画立案及び総合調整に関すること」を挿入したもので、全く別の内容となっている。
- ⑧ 市としての研究体制は、大きな課題である。大きな市では、ある程度の体制を取っているが、町のレベルでは京都府に依存している。3町合併して市となったが、研究機能や研修機能は持っていない。一度に研究所設置というのは出来ないが、当面、理事職を充実して、これを中心に学校の事務の分野と一緒に、退職者や嘱託、また現役の有能な中堅教職員を巻き込んで、研究・研修機能を充実させたいと考えている。段階的に進めていきたい。
- ⑨ 学務係に府費負担教職員の研修に関することと定めているが、実際、特別支援教育は非常に大きな要素を占めてきており、指導主事と職員が一緒になって取り組むケースが出てきているが、学力向上、生徒指導対策の分野では実務と事務が一緒にやるという組織にはなっていない。大きな課題と考えている。
- ⑩ 市史編纂の予定は、現在のところない。

【意見等】

委員からの意見等は次のとおりであった。

○組織改革について

- ① 必要な組織改革は進めるべきであるが、市民の立場に立った分かりやすい組織とされたい。また、来庁する市民の身になって動くような意識を持った職員と組織作りが重要である。
- ② 課が一つになって学校教育課の事務事業が広範となるため、例えば理事職を増員する等の体制強化が必要である。
- ③ 条文の中の文章表現で「障害児」は、「特別支援」とすべきである。
- ④ 教職員の資質向上に向けた研究・研修の施策を順次取り組まれない。組織改変で、事務分掌を変更される場合は、これを考慮しながら検討されたい。
- ⑤ 教育委員会の仕事、成果、課題などをどんどん市長・副市長に伝えて認識を高めてもらうとともに、学校現場でも新聞記事やホームページで発信する、アピールすることが重要と思っている。
- ⑥ 児童虐待の事例等でもあるように、学校での様々な対応力の向上に、研修は非常に有効であると思う。研修体制の充実が重要である。
- ⑦ 国民文化祭及び平城遷都記念事業に関すること、は事業が終了しており記載不要ではないか。

【採決】

委員長が採決を採られ、一部指摘部分の変更を踏まえて、全員一致で承認された。

《議案第11号 木津川市教育委員会公印規則の一部改正について》

委員長、事務局に説明を求められた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

○提案主旨：平成24年3月末日で当尾小学校が統合され、また同年4月1日付けで実施の木津川市の組織改正に基づき、所要の改正を行う。

【質疑応答・意見等】

なし

【採決】

委員長が採決を採られ、全員一致で承認された。

《議案第12号 平成24年度木津川市一般会計予算について》

委員長、事務局に説明を求められた。

議案書に基づき各課・室の所管する予算について説明を行った。

【質疑応答】

委員からの質疑は次のとおりであった。

① 幼稚園の通園バスはいくらかかっているか。

当尾小学校の通学車両は必要だが、将来的には児童1人当たりの経費が大きい額になってくるかもしれない。

② 下校時に2便なら、人数が減るので車両はタクシーの方が安価ではないか。

③ 安全対策費は、今後どうなるのか。

④ 警察の巡回はどれほどされているか。従前に比べて非常に少なくなっているのではないか。

⑤ 土曜授業の件は、どのような状況か。

事務局からの回答は次のとおりであった。

① 年間4千万円で委託契約している。）

・来年度の当尾小学校の児童数は、15人。今後、児童数が減少した場合は、車両の小型化やタクシー利用も検討に含める。

② 1台の車両を確保する関係で、見積額はバスの方が安い。なお、学童保育利用等があるため、動向を見極めて決定する。

③ 有人警備は、これに代わる対応として、警察官立ち回り所というような看板の設置や警察官の巡回実施など、警察の協力を得ることになっている。また、地域ボランティアの協力を検討している。

・現在、有人警備を実施しているところはあまりない。有人警備はそれなりの抑止力になっているとは思いますが、学校がガードマンに守られているというのは非常事態であって、それが続くことが本当に良いかということがある。今の段階で完全にゼロとは出来ないが、1人で2校を巡回するとか、社会教育の人、警察、ボランティアの協力を得ながら、全体で守っていくという方向である。

④ 基本的に学校への警官の巡回はない。

・警察は、適宜地域を巡回しているが学校への立ち寄りはない。要請があれば実施するので、その際は学校の理解・協力をいただきたいとの回答を得ている。

・新入学の時期は、多く巡回されている。

⑤ 土曜授業は、山城地域では精華町の東光小学校だけが研究指定で、月1回

程度実施される。

【意見等】

委員からの意見等は次のとおりであった。

- ① 見守りのボランティアに責任をどこまで負わせるかという問題がある。ガードマンがいるということは、それなりに抑止力になっていると思う。有人警備をその他の措置に変えることについては、保護者を含めて、地域の理解を得る必要がある。学校での侵入者の対応訓練も重要である。

【採決】

委員長が採決を採られ、全員一致で承認された。

《議案第13号 平成23年度木津川市一般会計補正予算第5号について》

委員長、事務局に説明を求められた。

委員長から、各課の主な補正内容について説明が求められ、事務局各課が説明を行った。

【質疑応答・意見等】

なし

【採決】

委員長が採決を採られ、全員一致で承認された。

《議案第14号 木津川市教育委員会の所管する事務の管理及び執行の状況の点検・評価に関する報告書（平成22年度実施事業）について》

委員長、事務局に説明を求められた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

○提案主旨：地方教育行政の組織および運営に関する法律の規定に基づく、教育委員会が所管する事務の管理及び執行の状況について点検および評価を行い報告書の作成した。

【質疑応答】

委員からの質疑は次のとおりであった。

- ① 昨年と評価が変わった事業はあるか。
- ② 山城図書館の評価はなぜ記載されていないのか。
- ③ 文章表現で、「障害児」は「特別支援」とすべき。「障害者教育」等についても確認のこと。

回答は次のとおりであった。

- ① 特に変化はなく、ほぼ昨年と同様の評価となっている。
- ② 担当係の評価票作成段階で、記入していない。
- ③ 事務分掌の内容は、教育委員会規則の変更時にあわせて変更する。記載漏れ等があれば次回修正して作成する。

【意見等】

- ① 評価のところの点数の空いた欄に、平均点を記入し、前年度と比較すると分かりやすいのではないか。

【採決】

委員長が採決を採られ、全員一致で承認された。

— 暫時休憩 —

6. その他

(1) 平成23年度 平成23年度木津川市立幼稚園卒園式、小・中学校卒業式出席者案について

(2) その他

① 当尾小学校跡地利活用の方針について

- ・ 第1回、第2回当尾小学校跡地利活用検討委員会の協議経過を報告した。
- ・ 第3回検討委員会における検討結果を報告した。
利活用にあたっての5つの基本的な考え方、利活用にあたっての5つの留意点、今後の具体的な手法4項目のほか事業者募集等について説明した。
- ・ 今後、地元の意見を踏まえて、第4回検討委員会で承認を受け、政策会議で方針決定し、その後、具体的な計画を立てていく。
- ・ 学校施設の暫定管理は、教育委員会が担当する。

② 会議録のホームページ掲載について

③ 中央地区新設小学校建設及び木津中学校改築工事の概要について

- ・ 両工事の概要を説明した。

施行方法は、どちらもUR都市機構の関公費立替制度を利用して、秋ごろから着工し、平成26年春の完工を目指す。

立替制度は、特に木津中学校では一括して全体工事が実施できるため、生徒数見合いの段階的な補助金申請が可能となり単費支出が避けられ、増築を繰り返さないので学校運営への負担軽減と設計・監理委託費の節減が図れるという大きなメリットがある。

(3) 次回委員会の開催日程について

次回委員会は、平成24年3月22日(木)午前9時30分から開催することを決定した。

《議案第15号 平成24年度木津川市立小・中学校管理職人事について》

平成24年度木津川市立小・中学校管理職人事について審議され、承認された。

本議案は、木津川市教育委員会会議規則第14条第1項第1号の規定に該当し、非公開とする。

委員長、会議を閉会した。